

市第 10 号議案 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準
に関する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営
の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

1 改正の趣旨

本市においては、介護保険法の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、現行相当のサービスとして、横浜市訪問介護相当サービス及び横浜市通所介護相当サービスを平成 28 年 1 月 1 日より実施しています。

平成 28 年 10 月より、人員基準を緩和し、掃除・洗濯等の生活援助に限定した横浜市訪問型生活援助サービスを実施しますが、これに伴い、訪問介護、介護予防訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスの人員基準について規定する必要があるため、関係する 2 条例について改正を行います。

<参考：訪問介護サービスの種類>

- (1) 訪問介護：要介護者の居宅を訪問して提供する日常生活上の介護サービス
- (2) 介護予防訪問介護：要支援者の居宅を訪問して提供する日常生活上の介護サービス
- (3) 横浜市訪問介護相当サービス（第 1 号訪問事業）：
平成 28 年 1 月以降の要支援認定者等に提供する(2)と同基準による介護サービス
- (4) 横浜市訪問型生活援助サービス（第 1 号訪問事業）：
(3)より人員基準を緩和し、要支援認定者等に提供する生活援助に限定した介護サービス

2 改正が必要な条例（全 2 条例）

- (1) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号）
- (2) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年横浜市条例第 63 号）

3 改正の概要（詳細は裏面の表を参照）

有資格者に限らず従事できるように訪問介護員の人員基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービスを実施することに伴い、訪問介護、介護予防訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスとの一体的な運営管理及びサービスの質の確保の観点から、サービス提供責任者に係る規定を改正します。

- (1) サービス提供責任者の配置基準に係る「利用者」の範囲に、横浜市訪問型生活援助サービスの利用者を追加
- (2) 訪問介護等のサービス提供責任者が、横浜市訪問型生活援助サービスのサービス提供責任者として従事する
- (3) 横浜市訪問型生活援助サービスは人員基準を緩和しているため、訪問介護又は介護予防訪問介護と同一の人員基準とみなすことができると規定した「第 1 号訪問事業」から除外

4 条例の施行予定日

平成 28 年 10 月 1 日

< 裏面あり >

<改正条例>

- (1) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (2) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

	条例の改正項目	改正内容
①	(1) 第6条第2項 (2) 附則第3項 <u>サービス提供責任者の配置基準である「利用者」について</u>	訪問介護、介護予防訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスにおいて、「利用者40人ごとに1人以上」のサービス提供責任者を配置しなければならないとしています。 現行の「利用者」は上記3サービスの利用者としていますが、 <u>横浜市訪問型生活援助サービス</u> を含めた4サービスの利用者としします。
②	(1) 第6条第4項 (2) 附則第3項 <u>サービス提供責任者が従事する職について</u>	訪問介護、介護予防訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスのサービス提供責任者が、 <u>横浜市訪問型生活援助サービス</u> におけるサービス提供責任者として従事することとします。
③	(1) 第6条第6項 (2) 附則第3項 <u>訪問介護又は介護予防訪問介護と「第1号訪問事業」を一体的に運営する場合の人員基準について</u>	現行条例では、訪問介護又は介護予防訪問介護と「第1号訪問事業」を同一の事業所において一体的に運営している場合については、「第1号訪問事業」の人員基準を満たすことにより、残り2サービスの人員基準も満たすとしています。 新たに実施する <u>横浜市訪問型生活援助サービス</u> は横浜市訪問介護相当サービスと同じ「第1号訪問事業」ですが、緩和した人員基準によるサービスであるため、 <u>横浜市訪問型生活援助サービス</u> の人員基準を満たすことにより、訪問介護又は介護予防訪問介護の人員基準を満たすとみなすことはできません。 そのため、「第1号訪問事業」のうち、 <u>横浜市訪問型生活援助サービス</u> を除外します。

<参考図> 訪問介護サービスの種類

	要介護認定者	要支援認定者
介護保険 給付 (介護保険 会 計)	(1) 訪問介護 (身体介護・生活援助)	(2) 介護予防訪問介護 (身体介護・生活援助)
市町村 事業 (介護保険 会 計)		介護予防・日常生活支援総合事業の対象者 (要支援認定者等) (3) 訪問介護相当サービス (身体介護・生活援助) (第1号訪問事業：現行相当サービス) <平成28年10月開始予定> (4) <u>訪問型生活援助サービス</u> (生活援助に限定) (第1号訪問事業：緩和した基準によるサービス)